別記様式（第１条関係）

（用紙Ａ４）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 路外駐車場設置（変更）届出書 | | | | | | | | | | | | |
|  | | 令和　　年　　月　　日  可児市長　　　　　　　　様  駐車場管理者　住　　所  氏　　名  電話番号　（　　　　）　　　　－  　駐車場法第１２条の規定により、次のように届け出ます。 | | | | | | | | | |  |
| １ | 駐車場の名称 | | |  | | | | | |
| ２ | 駐車場の位置 | | |  | | | | | |
| ３　規　　　　　　　　模 | イ | 駐車場の区域の面積 | | 平方メートル | | | | | |
| ロ | 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D) | | 平方メートル | | | | | |
|  | a　建築物である部分 | | 駐車の用に供する部分の面積(A) | 一般公共の用に供する部分 | | 四輪車（注1）専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 特定自動二輪者（注2）専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル | |
| 四輪車  駐車台数　　　台 | |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 | |
| 小計 | 平方メートル | |
| それ以外の部分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 特定自動二輪者専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル | |
| 四輪車  駐車台数　　　台 | |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 | |
| 小計 | 平方メートル | |
| 車路等の面積(B) | 平方メートル | | | | |
| b　建築物でない部分 | | 駐車の用に供する部分の面積(C) | 一般公共の用に供する部分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 特定自動二輪者専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル | |
| 四輪車  駐車台数　　　台 | |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 | |
| 小計 | 平方メートル | |
| それ以外の部分 | | 四輪車専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 特定自動二輪者専用 | 平方メートル  （駐車台数　　　台） | |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | 平方メートル | |
| 四輪車  駐車台数　　　台 | |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 | |
| 小計 | 平方メートル | |
| 車路等の面積(D) | 平方メートル | | | | |
|  | | ３　規　　　　模 |  | 駐車の用に供する部分の面積の合計  (A+C) | | | 一般公共の用に供する部分 | 四輪車専用 | | | 平方メートル  （駐車台数　　　台） |  |
| 特定自動二輪者専用 | | | 平方メートル  （駐車台数　　　台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | | | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数　　　台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 |
| 小計 | | | 平方メートル |
| それ以外の部分 | 四輪車専用 | | | 平方メートル  （駐車台数　　　台） |
| 特定自動二輪者専用 | | | 平方メートル  （駐車台数　　　台） |
| 四輪車及び特定自動二輪車併用 | | | 平方メートル |
| 四輪車  駐車台数　　　台 |
| 特定自動二輪車  駐車台数　　　台 |
| 小計 | | | 平方メートル |
| ４構造 | イ | 建築物である部分 | |  | | | | | |
| ロ | 建築物でない部分 | |  | | | | | |
| ５　設　　備 | イ特殊の装置 | a | 特殊の装置の有無 |  | | | | | |
| b | 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要 | 認定の番号 |  | | | | |
| 特殊の装置の名称等 |  | | | | |
| ロ | それ以外の設備 | |  | | | | | |
| ６ | 附帯業務のための施設 | | |  | | | | | |
| ７ | 従業員概数 | | |  | | | | | |
| ８ | 供用開始（予定）日 | | |  | | | | | |
|  | （注1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。  （注2）大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。） | | | | | | | | | | | | |

（備　考）

１　路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。

２　３のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。

３　３のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

４　３のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

５　４のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。

６　４のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。

７　５のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

８　５のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。

９　５のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

10　５のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。

11　６欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

（添付図面）

届出書に次に掲げる図面を添えること。ただし、変更届出書に添える図面は、変更事項に係る図面のみとする。

１　路外駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図

２　次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1以上の平面図

イ　路外駐車場の区域

ロ　路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）

ハ　路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項 に規定する道路の部分及び橋

３　建築物である路外駐車場にあっては、縮尺200分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図